

静岡市中小企業災害対策資金

実質3年
無利子
融資

対象者

- ・令和4年台風15号に伴う災害により直接被害^(注1)または間接被害^(注2)を受け、静岡県の実施する「**中小企業災害対策資金**」を**申し込む事業者**
- ・静岡市内に事務所または事業所を有し、**6か月以上同一事業を営んでいること**
- ・申し込み時点で**納期の到来した市民税を完納**していること

(注1) 事業用建物、設備、備品、商品等に実被害を受けたもの。
(注2) 実被害以外(停電・断水等)の影響で**1か月間の売上が前年同月比で10%以上減少した又は減少する見込みのもの**。

補助内容について

資金用途	災害復興に必要な設備資金・運転資金(間接被害は運転資金のみ)		
融資限度額	5,000万円		
融資期間	10年以内(据置1年以内)		
返済方法	元金均等返済または元利均等返済		
融資利率	普通保証	3年目まで 県利子補給後1.6%(静岡市利子補給 1.6%) →0%	4年目以降 県利子補給後1.6%(静岡市利子補給 0.3%) →1.3%
	セーフティネット4号 ^(注3)	3年目まで 県利子補給後1.5%(静岡市利子補給 1.5%) →0%	4年目以降 県利子補給後1.5%(静岡市利子補給 0.2%) →1.3%
保証料		直接被害	間接被害
	普通保証	0.15~0.6%(県補助後)	0.3~1.3%(県補助後)
	セーフティネット4号	0%(県補助後)	0.6%(県補助後)

(注3) セーフティネット4号保証を使うには?

- ・1年間以上継続して事業を行っていること
- ・台風15号の発生に起因して、**最近1か月間の売上高または販売数量が前年同月と比べ20%以上減少**しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が**前年同期に比して20%以上減少**することが見込まれること。

最近1か月間の売上高と前年同月の売上が分かる**損益計算書**や**売上台帳**を用意し、**まずは最寄りの金融機関に相談**ください。

申請の流れは裏面へ👉

問い合わせ

静岡市 産業振興課 中小企業支援係

TEL: 054-354-2232

メール: sangyoushinkou@city.shizuoka.lg.jp

検索

静岡市中小企業災害対策資金

申請の流れ

①最寄りの金融機関に相談

最寄りの金融機関に融資制度、「中小企業災害対策資金」の申請が可能か電話にてご相談ください。

→来店する際は最近1か月間の売上高と前年同月の売上高が分かる書類等、必要な書類がありますので、まずはお電話での問い合わせをお勧めします。

②金融機関に融資申し込み

金融機関に融資の申し込みを行います。申請時に必要な書類等、金融機関と相談の上ご用意ください。

③金融機関から静岡市に融資を申し込み

②で揃えた書類を持って金融機関が静岡市に融資制度の申し込みを行います。

④関係機関の審査の終了後、融資の実行

金融機関から事業者に融資が実行されます。

⑤金融機関から静岡市に対象事業者の利子の請求

今回の融資に関しては、利子の補助は静岡市から金融機関に直接行います。

事業者の皆さんは請求する必要がありませんので、ご安心ください。

金融機関の皆様へ

本利子補給制度に関しては静岡県経済変動対策資金と申請方法が別内容となりますので以下の点ご注意ください。

・セーフティネット4号

必ず、台風15号用のフォーマットを利用ください。なお新型コロナウイルス感染症用のセーフティネット保証の緩和条件は基本的には使うことができません。詳細は各金融機関本部からの通知を必ず確認するようお願いします。

・申請について

中小企業災害対策資金の申し込みは、静岡市産学交流センター及び静岡市産業振興課となります。

・利子補給方法に関して

本事業に関しては利子の補給に関しては金融機関に直接お支払いします。利用事業者の方々が利子補給申請を行う必要がありませんので、ご注意ください。

中小企業災害対策資金の詳細に関しては、別途各金融機関にご案内している概要を確認の上、申請をお願いいたします。

問い合わせ

静岡市 産業振興課 中小企業支援係

TEL : 054-354-2232

メール : sangyoushinkou@city.shizuoka.lg.jp

検索

静岡市中小企業災害対策資金